年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月7日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　3件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　3件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　1件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　1件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　0件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600269 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600060 号

第１　結論

請求者のＡ事業所における令和５年６月 30 日の標準賞与額については、77 万 5,000 円を 77 万 7,000 円に訂正することが必要である。

令和５年６月 30 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和５年６月 30 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 28 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　令和５年６月 30 日

Ａ事業所から支給された請求期間に係る賞与について、令和５年 12 月の賞与の支給割合の改定により、改定後の差額分の賞与が遡及して支給されたが、当該差額分に見合う標準賞与額が、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されているので、当該標準賞与額を保険給付の計算の基礎となる標準賞与額に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、Ａ事業所から提出された個人別給与支払台帳、給与支給計算結果・令和５年６・12 月支給内訳、差額支払計算書及び給与に関する規程並びに同事業所の回答により、請求者は、請求期間において同事業所からオンライン記録の標準賞与額を超える 77 万 7,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。以下同じ。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出し、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600276号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600061号

第１　結論

請求者のＡ社における標準賞与額を令和４年７月25日及び令和５年７月25日は、24万円、令和４年12月23日及び令和５年12月25日は、25万円に訂正することが必要である。

令和４年７月25日、同年12月23日、令和５年７月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和４年７月25日、同年12月23日、令和５年７月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和43年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　令和４年７月25日
②　令和４年12月23日
③　令和５年７月25日
④　令和５年12月25日

Ａ社から支払われた請求期間①から④までの各期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された請求者に係る令和４年分及び令和５年分賃金台帳並びに給与所得に対する源泉徴収簿、Ｂ市から提出された令和５年度及び令和６年度課税証明書により、請求者は、同社から請求期間①及び③は、24万円、請求期間②及び④は、25万円の賞与の支払を受け、当該各期間の賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600304 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600062 号

第１　結論

１　訂正請求記録の対象者のＣ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 33 年３月 21 日、喪失年月日を昭和 34 年４月 29 日に訂正し、昭和 33 年３月から昭和 34 年３月までの標準報酬月額を 5,000 円とすることが必要である。

昭和 33 年３月 21 日から昭和 34 年４月 29 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

２　訂正請求記録の対象者のＤ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 36 年４月１日、喪失年月日を昭和 37 年３月１日に訂正し、昭和 36 年４月から同年９月までの標準報酬月額を 8,000 円、同年 10 月から昭和 37 年２月までの標準報酬月額を 9,000 円とすることが必要である。

昭和 36 年４月１日から昭和 37 年３月１日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏名（続柄）　：　女（子）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 47 年生
住　　所　：

２　被保険者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 17 年生

３　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　昭和 33 年３月 21 日から昭和 34 年４月 29 日まで
②　昭和 36 年４月１日から昭和 37 年３月１日まで

母（訂正請求記録の対象者）が亡くなった後に、日本年金機構から「この度、被保険者様の過去の年金加入記録をお調べしましたところ、Ｅ様のお名前で、年金記録照会申出書に記載の期間に厚生年金保険にご加入されていた記録が判明しました。」と書かれた書類が届いたので、指示された年金記録照会申出書を年金事務所に返送したところ、当該年金事務所から前述の判明記録を母の記録だとみなせない旨の回答が届いた。

しかし、生前に母は、結婚前に勤務していた事業所において厚生年金保険料を納めていたにもかかわらず、年金の裁定請求時に当該記録はないと言われたと話していたので、前述の判明記録が母の記録となるよう年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、日本年金機構が保管するＣ事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と氏名（旧姓）が酷似（読み方は同じ）し、生年月日が一致する被保険者の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（以下「未統合記録Ａ」という。）が確認できる上、オンライン記録において、請求期間①に当該未統合記録Ａの被保険者と氏名及び生年月日が一致する被保険者は見当たらない。

また、前述の被保険者名簿において昭和 33 年３月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者は、請求期間①当時において、訂正請求記録の対象者はＣ事業所に在籍していた旨回答しているところ、オンライン記録において、請求期間①に「Ｆ」を被保険者とす

る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、基礎年金番号により管理されている訂正請求記録の対象者の年金記録において、当該記録の被保険者氏名は、平成４年３月 12 日に「Ｇ」から「被保険者」に変更されている。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録Ａは、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録とすることが妥当であり、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和 33 年３月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 34 年４月 29 日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、請求期間①に係る標準報酬月額については、日本年金機構が保管するＣ事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる標準報酬月額等級の記録から、昭和 33 年３月から昭和 34 年３月までの各月は 5,000 円とすることが妥当である。

請求期間②について、日本年金機構が保管するＤ事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、訂正請求記録の対象者と氏名（旧姓）及び生年月日が一致する被保険者の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（以下「未統合記録Ｂ」という。）が確認できる。

また、請求者は、私の叔母（訂正請求記録の対象者の妹）には訂正請求記録の対象者がＨ市に所在する飲食店に勤務していた記憶がある旨陳述しているところ、オンライン記録により確認できるＤ事業所の所在地（Ｈ市）及び業態区分（飲食店）は、当該叔母の記憶と符合している。

さらに、オンライン記録において、前述の未統合記録Ｂの被保険者と氏名及び生年月日が一致する被保険者は訂正請求記録の対象者のほかに見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、前述のとおり、基礎年金番号により管理されている訂正請求記録の対象者の年金記録において、当該記録の被保険者氏名は、平成４年３月 12 日に「Ｇ」から「被保険者」に変更されている。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録Ｂは、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録とすることが妥当であり、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和 36 年４月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 37 年３月１日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対して行ったことが認められる。

なお、請求期間②に係る標準報酬月額については、日本年金機構が保管するＤ事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額の記録から、昭和 36 年４月から同年９月までの各月は 8,000 円、同年 10 月から昭和 37 年２月までの各月は 9,000 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600338号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600059号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和40年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和60年４月１日から昭和61年４月１日まで

私は、請求期間において、Ａ社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間の一部を含む昭和60年４月21日から昭和61年４月30日までの期間において、Ａ社の被保険者であることが確認できることから、請求者が、当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記の記録により、Ｂ社（当時は、Ａ社）の事業主に対して文書照会を行ったところ、当該事業主は、元事業主及び元役員はいずれも亡くなっており、請求期間当時の資料も保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入に係る取扱い、厚生年金保険料の控除状況等について確認することはできない。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、元事業主及び元役員はいずれも亡くなっていることから、同社が請求期間において厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて、確認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を保管していない上、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。